後期高齢者医療に加入している皆さまへ

現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」をお持ちの方へ

現在交付を受けている方で、引き続き該当となる方については、8月1日からの「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を7月末までに送付される保険証と一緒にお届けします。

なお、要件に該当し現在交付を受けていない方、または8月1日から新たに対象となる方には、7月中に申請書を送付しますので、お近くの市役所各庁舎または各出張所の健康保険担当窓口に提出してください。

長期に入院（所得区分が低所得Ⅱ）した時の食事代について

入院時の食事代は、低所得Ⅱの認定を受けている期間において、過去1年間の入院日数が90日を超える場合、食事代が減額されます（前の保険の低所得Ⅱ区分での入院日数を合算できます）。

この減額の適用を受けるためには、申請が必要となりますので、詳しくは国保市民課国民健康保険係までお問い合わせください。

新しい保険証は《薄赤色》です

保険証が新しくなります

令和6年8月1日から、後期高齢者医療制度の保険証が新しくなります。7月中にお届けしますので、8月1日以降は新しい保険証をお使いください。

国民健康保険に加入している皆さまへ

国民健康保険高齢受給者証の更新について

令和6年8月1日から高齢受給者証が新しくなります。7月中にお届けしますので、8月1日以降は新しい高齢受給者証を使って受診してください。

「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

70歳以上75歳未満の方で該当となる方には、7月中に高齢受給者証と申請書を送付しますので、お近くの市役所各庁舎、各出張所の国保担当窓口で申請してください。

※70歳未満の方には申請書は送付されませんのでご自身で手続きが必要です。

●申請に必要なもの

▼対象の方の国民健康保険被保険者証

▼窓口に来られる方の本人確認できる身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）

◆問合せ 国保市民課 ☎43-3316

医療機関などを受診の際はマイナンバーカードをご利用ください

今年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。12月2日以降に国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入する方で、マイナンバーカードを作っていない方や、マイナンバーカードを作ったものの保険証利用登録をしていない方などについては、「資格確認書」を交付する予定です。

マイナンバーカードを申請したい方は、国保市民課（☎43-3307）へお問い合わせください。

国民健康保険税について

納税通知書は7月11日の発送を予定しています

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となります（地方税法第703条の4）。

世帯単位で計算して世帯主あてに納税通知書を送付します。

また、世帯主の方が国民健康保険以外の健康保険に加入していても、同じ世帯のどなたかが国民健康保険に加入している場合は、世帯主が納税義務者となり、世帯主あてに納税通知書を送付します。

課税限度額が変わりました

令和6年度の税率は、令和5年度と同じで変更はありません。

課税限度額については、後期高齢者支援金分が2万円引き上げとなり、国民健康保険税の医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分を含めた課税限度額は106万円となります。

		6年度税率
医療分 国保加入者の医療費などにあてるための課税額（すべての世帯が負担）	所得割率	6.80%
	均等割額	18,000円
	平等割額	17,000円
	課税限度額	650,000円
後期高齢者支援金分 後期高齢者医療制度の医療費などにあてるための課税額（すべての世帯が負担）	所得割率	3.50%
	均等割額	9,000円
	平等割額	8,000円
	課税限度額	240,000円
介護納付金分 介護保険制度の第2号被保険者として納める課税額（被保険者の中に40歳～64歳までの方がいる世帯が負担）	所得割率	3.00%
	均等割額	10,000円
	平等割額	4,000円
	課税限度額	170,000円

国民健康保険税の軽減範囲が変わります

被保険者間の保険税の負担の公平性を確保する軽減制度において、表のとおり軽減対象範囲が見直しされました。5割軽減の基準が5千円、2割軽減の基準が1万円引き上げになります。

※総所得金額などが所定の金額以下の場合、国民健康保険税の均等割額及び平等割額が自動的に軽減（減額）されます。

軽減割合	国保加入者（※擬制世帯主含む）全員の総所得金額などの合計
7割	43万円＋10万円×（給与所得者などの数－1）
5割	43万円＋29万5千円×被保険者数＋10万円×（給与所得者などの数－1）（※令和5年度：29万円）
2割	43万円＋54万5千円×被保険者数＋10万円×（給与所得者などの数－1）（※令和5年度：53万5千円）

※軽減（減額）されるのは【均等割額】および【平等割額】です

※令和6年度市県民税未申告の場合は軽減（減額）を受けられません

国民健康保険の脱退・加入手続きはご自身で

加入の届出が遅れると、国保加入資格を得た月まで遡って納めなければなりません。さらに、被保険者証がないため、医療機関では全額自己負担になります。また、脱退の届出が遅れると、国民健康保険税と社会保険等の健康保険料を二重に支払ってしまうこともあります。加入・脱退などの手続きは、市役所各庁舎・出張所の国保担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

後期高齢者医療の保険料について

保険料と均等割額軽減措置について

後期高齢者医療保険料には、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の所得に応じて納めていただく「所得割額」があります。

所得の低い世帯の方の均等割額については、世帯主および被保険者の所得に応じて、次のとおり軽減される制度があります。

保険料 ＝ 均等割額（被保険者全員が等しく負担）45,260円 ＋ 所得割額（所得に応じて負担）（総所得金額など－43万円）×9.02%※1

※1 基礎控除後（43万円）の総所得金額などが58万円以下の被保険者は8.35%

○均等割額の軽減

世帯主および被保険者の総所得金額など	軽減割合	軽減後の均等割額
基礎控除額（43万円）＋（給与・年金所得者などの合計数-1）※×10万円以下の場合	7割	13,578円
基礎控除額（43万円）＋（給与・年金所得者などの合計数-1）×10万円＋（29万5千円×世帯の被保険者数）以下の場合	5割	22,630円
基礎控除額（43万円）＋（給与・年金所得者などの合計数-1）×10万円＋（54万5千円×世帯の被保険者数）以下の場合	2割	36,208円

※ 給与・年金所得者などとは、次のいずれかを満たす方です。
▶給与収入額が55万円を超える方
▶公的年金などにかかる収入額が125万円を超える方（65歳未満の方は60万円）

会社の健康保険などの被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療保険に加入する前日に、会社の健康保険などの被扶養者であった方で、制度加入後2年を経過していない方については、均等割額が5割軽減され（所得が少ない方については7割軽減）、所得割額の負担はありません。

該当する方の条件など	均等割の軽減割合	軽減後の均等割額
後期高齢者医療に加入する前日に、会社の健康保険などの被扶養者であった方で制度加入後2年を経過していない方	5割	22,630円

保険料額決定通知書などが7月中に届きます

令和6年度後期高齢者医療保険料をお知らせする通知を加入者の皆さまへ送付します。保険料の徴収方法は、特別徴収（年金からの天引き）と、普通徴収（口座振替または納付書による納付）があります。例年特別徴収されている方でも、介護保険料などの状況によっては、年金天引きが停止されて納付書が同封される場合があります。届き次第必ずご確認ください。

このページについての問合せ　税務課☎43-1117